

## 理事・監事の改選手続について

2016年6月4日の総会において以下の事項が決定されました。これは、1998年5月11日に総会で決定された「役員改選の手続・方式について」の一部を修正するものです。下線部が追加部分、取消線が削除部分です。

「1. 現役員に対して、次期役員候補のアンケートを行い、その結果に基づき、理事長が候補者素案を作成し、その素案を理事会に諮り、理事会が候補者案を決定する。

2. 役員候補者案の作成にあたっては、現員数(18名)の枠内でこれを行う。

2の2. 理事長は、候補者案を提示しつつ、次期の理事及び監事を選任する総会の2か月前までに、会員に対して、次期の理事及び監事としての適任者18名以内について意見を求めるアンケートを実施する。

2の3. 理事長は、会員からの意見を踏まえて必要な修正を加えた候補者案を理事会に諮り、理事会が総会に提出する候補者案を決定する。

3. 理事長は、2の3に定めるこの理事会案を総会に提出し、それに依って総会は、理事及び監事を選出する。」